

議会議案第1号

奈良市議会委員会条例の一部改正について

奈良市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年3月20日提出

提出者

奈良市議会議員 森 岡 弘 之

賛成者

奈良市議会議員 山 本 憲 宥

同 道 端 孝 治

同 八 尾 俊 宏

同 階 戸 幸 一

同 鍵 田 美 智 子

同 北 良 晃

同 伊 藤 剛

同 内 藤 智 司

同 井 上 昌 弘

同 松 岡 克 彦

同 中 西 吉 日 出

## 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の奈良市議会委員会条例第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の奈良市議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

#### （提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正にあわせ、地方自治法が一部改正されたため、本条例に規定する委員会において出席説明を求める者について所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするとき、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするとき、議長を経てしなければならない。</p>